

宿泊施設事業継続緊急支援事業補助金の募集開始について

令和3年6月15日
公益社団法人京都府観光連盟
京都府商工労働観光部観光室

京都府観光連盟及び京都府では、大きな打撃を受けている京都府内の宿泊事業者を支援するため、宿泊施設における感染防止対策の取り組みや、新しい生活様式に対応した事業展開に対する補助金事業を実施することとし、6月16日（水）から募集を開始しますのでお知らせします。

この補助金事業は、感染拡大予防ガイドラインに対応するための設備整備や機器の導入、「新しい生活様式」に基づく宿泊施設サービスを提供するためのコンテンツ開発、さらには、戦略的投資支援事業として、新たな需要に対応するための前向きな施設改修やシステム導入等を対象としております。

なお、本補助金事業は、業界団体において新型コロナウイルス対応ガイドラインが定められた令和2年5月14日以降の取り組みが対象となりますので、京都府内の宿泊事業者の皆様にご利用いただけるよう、周知についてよろしく申し上げます。

- 1 補助金の名称 宿泊施設事業継続緊急支援事業補助金
- 2 対象宿泊施設 京都府内の宿泊施設
※ただし、国・地方公共団体が所有又は経営する宿泊施設等を除く。
- 3 補助率及び補助対象経費

(1) 感染拡大防止等支援事業 (補助率 1 / 2 以内)

ア 感染拡大予防ガイドラインその他京都府が設定する基準等に対応するために実施する感染拡大防止対策に必要となる設備、機器、必需品等の導入、医師等専門家による感染症防止策に係る検証等に要する経費

イ WITH・POSTコロナ社会に対応した「新しい生活様式」に基づく宿泊施設のサービスを提供するために必要となるコンテンツの開発に要する経費

ウ 新たな需要に対応するために前向きに取り組むための施設改修、システム導入等に要する経費（令和3年6月16日より前に実施した事業に限る。）

<補助上限額>

客室数	補助限度額	収容人数	補助限度額
1室～9室	500千円	1人～29人	500千円
10室～29室	1,000千円	30人～89人	1,000千円
30室～49室	3,000千円	90人～129人	3,000千円
50室～	5,000千円	130人～	5,000千円

(2) 戦略的投資支援事業 (補助率3/4以内)

新たな需要に対応するために前向きに取り組むための施設改修、システム導入等に要する経費(令和3年6月16日以降に実施する事業に限る。)

<補助上限額> 7,500千円

(3) (1)及び(2)を申請する場合の補助上限額 7,500千円

4 受付期間 令和3年6月16日(水)から7月21日(水)

5 申請書入手方法等 京都府観光連盟ホームページからダウンロード
<https://www.kyoto-kankou.or.jp/>

6 事務局 京都府宿泊施設事業継続緊急支援事業補助金事務局

〒602-0092

京都市中京区新町丸太町下る大炊町215-1

コールセンター電話番号 050-3033-0172

【問い合わせ先】

公益社団法人京都府観光連盟

事務局長 井手

電話 075-411-9990

京都府観光室 参事 山中

電話 075-414-4877